

記者提供資料  
令和3年9月3日  
危機管理課（担当：西垣）  
電話 559-5057（直通） 内線 2320

## 新型コロナウイルス感染症への対応について（第126報）

新型コロナウイルス感染症への対応について、以下のとおりお知らせします。

- (1) 学校で児童生徒や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応について  
(学校教育部学校教育課) **別紙1**のとおり

学校で児童生徒や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応について

市立学校で、児童生徒や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の濃厚接触者等の特定や、臨時休業等の判断を文科省の示すガイドラインに沿い、以下の通りとします。

1. 学校で感染者や濃厚接触者が確認された場合

- ・ 児童生徒は出席停止（欠席扱いにしない）
- ・ 教職員は特別休暇により出勤させない

2. 濃厚接触者等の特定

児童生徒や教職員の感染が判明した場合、通常、保健所が行う濃厚接触者等（保健所が示す一定の基準に基づく濃厚接触者やその周辺の検査対象となる者）特定のための調査等に学校も協力する。

3. 臨時休業の判断

(1) 濃厚接触者等を特定するための臨時休業

緊急事態宣言又はまん延防止等重点措置となっている期間に、学校で児童生徒や教職員に1人でも感染が判明した場合は、消毒及び保健所による感染経路の確認と濃厚接触者等の特定のため、学校の全部または一部を学校保健安全法第20条に基づく臨時休業とする。（濃厚接触者等の特定に時間を要しない場合等は臨時休業としない）

(2) 感染拡大を防止するための臨時休業

「(1)」において、学校内で感染が広がっている可能性が考えられる場合、保健所及び学校医等と協議し、臨時休業を実施する。

臨時休業の期間は、5～7日程度を目安に、感染の把握状況・拡大状況、児童生徒への影響等を踏まえて判断する。

① 学級閉鎖

以下のいずれかの状況に該当し、学級内で感染が広がっている可能性が高い場合、学級閉鎖を実施する。

- ・ 同一の学級において複数の児童生徒の感染が判明した場合
- ・ 感染が確認された者が1名であっても、周囲に未診断の風邪等の症状を有する者が複数いる場合
- ・ 1名の感染者が判明し、複数の濃厚接触者が存在する場合
- ・ その他、教育委員会で必要と判断した場合

② 学年閉鎖

同じ学年の複数の学級を閉鎖するなど、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合、学年閉鎖を実施する。

③ 学校の全体の臨時休業

複数の学年を学年閉鎖するなど、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合、学校全体の臨時休業を実施する。

学校教育部学校教育課（担当：山本）

直通：559-5136（内線 6210）